ドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

1　引火性溶剤の保管方法等

次の①から⑤に適合していること。

① 引火性溶剤を保管する容器は、洗濯機、乾燥機、ボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に50cm以上（垂直方向については床面から天井面まで）離した場所に設置されていること。

② 容器の設置場所から水平方向に1m以内（垂直方向については、床面から容器上方15cm以内）においては電気設備については防爆措置が行われていること。

③ 容器が屋内に設置されている場合、容器が設置されている室に機械換気設備が設けられており、かつ容器が設置されている室全体の単位床面積（容器の設置場所が隔壁等により区画され、区画された部分内に機械換気設備が設けられている場合は区画部分の単位床面積あたり0.3㎥/minの換気量が確保されていること。

④ 容器は次の（1）及び（2）に適合していること。
（1）　密閉できる構造であること。
（2）　危険物の規制に関する規則別表第3の2に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（自治省告示第99号）第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合していること。

⑤ 固定容器については適切にアースが設置されていること。

2　洗濯機、乾燥機の安全対策

次の①から④に適合している洗濯機及び乾燥機（選択及び乾燥を同一の機械内で行うものを含む）が設置されていること。

① 洗濯機及び乾燥機には適切にアースが設置されていること。
② 洗濯機は選択及び脱液がどういつの機械内で行われる機能を有するものであること。
③ 洗濯機は次の1から4までのいずれかの機能が設けられているものであること。
　1　洗濯槽への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能。
　2　溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により引火の恐れがある場合に機械が自動的に停止する機能。
　3　静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生する恐れがある場合に機械が自動停止する機能。
　4　静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生する恐れがある場合に洗剤の自動投入を行う機能。
④ 乾燥機は次の1および2に適合していること。
　1　処理ドラム内の窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能が設けられていること。
　2　溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造であること。（溶剤回収型乾燥機であること又はダクトで直接屋外への排気を行う措置がされていること）

ドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

3　作業場の防火措置

次の①から④までに適合していること。

① 機械換気設備が適切な位置に設けられており、かつ、作業場のある室全体の単位床面積あたり0.3㎥/minの換気量が確保されていること。

② 溶剤の流出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲）から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から開口部の最上端の上方15cm以内）においては電気設備について防爆措置が行われていること。

③ 溶剤の漏出が想定される場所から水平方向に50cm以内（垂直方向については床面から天井まで）にはボイラー、アイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていないこと。

④ 作業場の床は溶剤が浸透しない構造であること。

4　併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等

このほか引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に置いては、日常の作業における安全管理を徹底することが必要不可欠であり、法第48条第1項から第9項までの規定に基づく許可の際に、次の①から⑤までが適切に実施されるよう安全管理の体制及び方法を確認する必要がある。
具体的には安全管理の責任者を定め次の①から⑤までに関する安全管理のチェックリストを作成して見やすい場所に掲示し、又は分かりやすい場所に常備することにより、作業時に確実に確認させる等安全管理を徹底させる体制及び方法について許可の条件とする必要がある。

1　人体、作業服等の帯電防止

① 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されていること。

② 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯機または乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去すること。

ドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

2　溶剤の管理

①　溶剤の保管容器は使用時以外は蓋を閉じておくこと。

②　溶剤の保管容器はゴムマット等不導体の上に設置しないこと。

③　溶剤の管理に当たっては取り扱う溶剤の種類に応じてそれぞれの製品安全データシート（MSDS)に示された管理方法に従うこと。

④　洗濯時においては溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積低効率を10_9Ω・m以下に保つこと。

3　機械の管理

①　洗濯機、乾燥機、その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従っ機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施すること。

②　ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることの無い様衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行うこと。

4　作業場の管理

①　1の②及び3の②により、電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込まないこと。また溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示しておくこと。

②　溶剤のついたウエス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置しないこと。

③　使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令別表第五に基づきその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備が作業場内に設置されていること。ただし危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、当該各号に定める消火設備が設置されていること。

④　前号に掲げる消火設備については取扱説明書に従い保守点検を適切に実施すること。

5　このほかドライクリーニング作業にあたってはクリーニング業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に従うこと。

http://www.nbs119.co.jp/